

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 29 年 4 月 10 日

第 85 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

『過労死等』ゼロ緊急対策

昨年「電通での過労自殺」が明るみに出て、厚生労働省は昨年 12 月に、次のような『過労死ゼロ』緊急対策を打ち出し、実施に移しています。

1 違法な長時間労働を許さない取り組みの強化

(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底

①労働者の「実働時間」と「自己申告した労働時間」に乖離がある場合、使用者は実地調査を行うこと



②「使用者の明示又は黙示の指示により、自己啓発等の学習や研修受講をしていた時間」は、労働時間として取扱わなければならないこと



(2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導

企業幹部に対し、長時間労働削減や健康管理、メンタルヘルス対策（パワハラ対策を含む。）について指導し、その改善状況について全社的な立入調査により確認する。

(3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化

- ①月 100 時間超を月 80 時間超に拡大
- ②過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合
- ③月 100 時間超と過労死・過労自殺等が 2 割に認められた場合

(4) 36 協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取り組み強化

(1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

複数の精神障害の労災認定があった場合には、

企業本社に対してパワハラ防止も含め指導を行う。特に過労自殺（未遂を含む）を含む事案について、新たに改善計画を策定させ、1 年間の継続的な指導を行う。

(2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取り組み等も含め、指導を行う。

(3) ハイリスクな方を見逃さない取り組みの徹底

- ①月 100 時間超の時間外・休日労働をする方の労働時間等の情報を、事業者が産業医へ提供することを義務化し、面接指導等に必要な情報を産業医に集約する。
- ②過重労働等の問題のある事業場については、長時間労働者全員への医師による緊急の面接（問診）等の実施を、都道府県労働局長が指示できる制度を整備する。

3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取り組みの強化

(1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請

- ①36 協定未締結等違法な残業の防止、労働時間の適正な把握等
- ②企業・業界団体におけるメンタル・パワハラ防止対策による「こころの健康づくり」の推進

(2) 労働者に対する相談窓口の充実

(3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

（裏面に続く）

労働基準法 ③

労働基準法違反の契約は？

労働基準法は、強行規定です。したがって、「この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。」(法第 13 条)となります。

【例1】年次有給休暇は雇用の日から起算して1年目から与える ⇒ 「雇入れの日から起算して6か月間以上継続勤務から」(法第 39 条)になります。

【例2】契約期間の途中で退職した場合は、罰金を支払う。また、会社に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。⇒ 「労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」(法第 16 条)とあり、この違約金や損害賠償の定めは無効です。

契約期間は、定めのないものを除き3年

期間の定めのある契約は、労働者と使用者をその期間は拘束しますので、特別の事情がない限り、どちらか一方の都合では解約できません。

労働基準法では、有期労働契約の期間については、次のように限度を定めています。

1. 期間の定めのない契約
2. 期間の定めのある契約 → 原則 3 年を超えてはならない

【例外 1】 3 年を超えて契約できるもの

- ①一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの
(土木工事等の有期事業など)
- ②職業訓練(法第 70 条)のための長期の訓練期間を要するもの

【例外 2】 5 年以内まで可能なもの

- ①高度で専門的な知識等を有する者(博士号取得者、公認会計士、医師、弁護士等専門的な知識等を有している者)

期間の定めのある「有期労働契約」は、反復更新されることが多いため、その終了時に労使間でトラブルが派生することがあります。このため、厚生労働省は、次のような「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」を定めています。

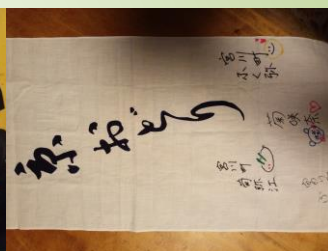
1. 使用者は、有期労働契約を更新しない場合は、少なくとも当該契約期間の満了する日の 30 日前

までに、その予告をしなければならない。

2. この場合、使用者は、労働者が更新しないこと
の理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。有期労働契約が更新されなかった場合、使用者は労働者が更新しなかった理由について、証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。
3. 使用者は、有期労働契約を更新しようとする場合は、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするように努めなければならない。

(次号に続く)

事務所からひとこと



以前、私の自宅の隣に住んでいた方の娘が、どうした経緯なのか知らないが、京の五花街のひとつ宮川町でお茶屋の女将さんをしているとのこと。そして、その娘が昨年からは舞妓になっており、「京おどり」を見に行ってきた。

“踊り”と言っても、今回は竹取物語の物語仕立てで、歌舞伎を見ているような風情があった。芸舞妓さんは総勢 40 人ほど出演しており、舞台の両脇には、地方(じかた)が唄、三味線、小鼓、笛などを演奏し、臨場感一杯だった。踊っている様子は残念ながら、撮影禁止。舞妓になっている子も出演し、今日は 4 時起きで、髪を結ったという。最近では、このような舞台ばかりではなく、東北の呉服屋さん主催の催しにも、出かけるとのこと。

宮川町は、16 世紀後半、豊臣秀吉が方広寺、伏見城を築いたことで、大和大路がにわかには人の往来が増え、街並みが形成された。【パンフレットから】